

証券コード 6240
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8
ヤマシンフィルタ株式会社
代表取締役社長 山 崎 敦 彦

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.yamashin-filter.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（当社名）又は証券コード（6240）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月24日（火曜日）午後4時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜 会議センター 5階
503会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第70期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件
第4号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する議渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
① 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の連結注記表
③ 計算書類の個別注記表
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

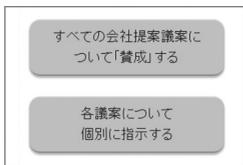
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

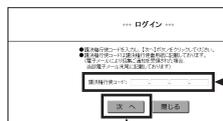
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使について

(1)賛否の取扱い

議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(2)議決権の重複行使

- ① 議決権行使書とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- ② インターネット等による方法で重複して議決権を行使された場合又は議決権行使書による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効としたします。

(3)議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

(4)議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部(下記)**までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-768-524(受付時間 午前9:00～午後9:00 年末年始を除く)

(2)上記以外に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-288-324(受付時間 午前9:00～午後5:00 土日休日を除く)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、2024年11月に公表した中期経営計画 “Fly to the next stage!” (2025年3月期から2028年3月期)において、①新たな価値創造の取り組み、②資本コストを意識した経営の強化、③ESG経営の推進に取り組んでおります。

主力事業である建機用フィルタ事業においては、建機の新車需要は各市場において前年度を下回る一方で、交換需要の増加等により、当連結会計年度においては全体で大幅な増収増益となり、連結業績は創業以来の過去最高益を達成いたしました。

当社グループは、建機用フィルタビジネスにおける更なるシェア拡大と収益性の改善に取り組んでおり、主要得意先に対して、環境負荷低減に貢献するナノファイバーを使用したロングライフのフィルタ製品の供給を本格的に開始いたしました。また、北米市場のシェア拡大についても着実に進展しており、建機用フィルタ事業の更なる成長と資本効率の改善が着実に進展しております。

エアフィルタ事業においては、主力製品であるビル空調用フィルタの交換需要の減少や、基幹システムの導入に伴う販売管理費の増加により、減収減益となりました。当社グループは、ロングライフ、低圧損、高捕集率のナノファイバー製エアフィルタ（製品名NanoWHELP（ナノウェルプ））の供給の拡大に向けた取り組みを強化するとともに、今後、国内市場のみならず、健康や環境被害を排除するための規制の強化がEUから各国に広がり始めている欧州市場をはじめとした海外市場の開拓にも積極的に取り組んでまいります。

また、新たな市場開拓の取り組みとして、Yamashin Nano Filter™ の持つ素材の可能性を活かし、新規事業領域における製品開発を継続しております。具体的には、実績のあるアパレル分野に加え、耐熱性、導電性の特性を活かし、断熱材市場やスマートテキスタイル市場への進出を視野に入れ、研究開発を継続してまいります。

今後も当社グループは、総合フィルタメーカーとして「環境」「空気」「健康」を

テーマに持続可能な社会・経済活動に貢献する企業として社会的責任を果たしてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は201億4百万円(前年同期比11.5%増)となり、営業利益は26億30百万円(前年同期比86.4%増)、経常利益は26億69百万円(前年同期比88.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は17億23百万円(前年同期比119.1%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第69期 (2024年3月期) (前連結会計年度)		第70期 (2025年3月期) (当連結会計年度)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
建機用フィルタ	14,008百万円	77.7%	16,080百万円	80.0%	2,072百万円	14.8%
産業用フィルタ	648百万円	3.6%	708百万円	3.5%	60百万円	9.3%
プロセス用フィルタ	725百万円	4.0%	699百万円	3.5%	△25百万円	△3.6%
エアフィルタ	2,642百万円	14.7%	2,615百万円	13.0%	△26百万円	△1.0%
合計	18,024百万円	100.0%	20,104百万円	100.0%	2,079百万円	11.5%

(注) セグメント情報における報告セグメントについて、上記事業区分の「建機用フィルタ」、「産業用フィルタ」及び「プロセス用フィルタ」を「建機用フィルタ事業」、「エアフィルタ」を「エアフィルタ事業」としております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は4億4百万円であり、その主なものは、生産用金型及び生産用設備の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

今後のグループ事業展開における資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、財務基盤の強化を図るため、取引銀行2行と借入極度額50億円のコミットメントライン契約（シンジケート方式）を2023年2月24日付で締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第67期 (2022年3月期)	第68期 (2023年3月期)	第69期 (2024年3月期)	第70期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	18,821,949	18,605,517	18,024,732	20,104,378
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	47,093	645,425	786,581	1,723,239
1株当たり当期純利益 (円)	0.66	9.03	11.01	24.32
総資産 (千円)	26,712,330	25,581,815	25,943,702	26,642,506
純資産 (千円)	20,571,385	20,977,758	21,299,253	22,619,539
1株当たり純資産額 (円)	288.09	293.12	301.70	318.57

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第67期 (2022年3月期)	第68期 (2023年3月期)	第69期 (2024年3月期)	第70期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	14,389,232	13,217,460	12,733,981	14,644,478
当期純利益 (千円)	236,240	200,626	490,892	2,037,035
1株当たり当期純利益 (円)	3.31	2.81	6.87	28.75
総資産 (千円)	21,781,427	20,544,665	20,412,725	21,420,214
純資産 (千円)	17,789,310	17,612,307	17,350,383	18,994,971
1株当たり純資産額 (円)	249.13	246.10	245.76	267.52

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
YAMASHIN AMERICA INC.	2,000千米ドル	100%	フィルタ販売
YAMASHIN EUROPE BRUSSELS BV	163千ユーロ	100%	フィルタ販売
YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.	1,098百万円	100%	フィルタ製造
YAMASHIN THAI LIMITED	110百万バーツ	100%	フィルタ販売
YAMASHIN FILTER (SIP) INC.	1,000万人民元	100%	フィルタ販売
株式会社アクシー	50百万円	100%	エアフィルタ製造・販売
YAMASHIN VIETNAM CO., LTD	74,861百万ドン	100%	フィルタ製造

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 新たな価値創造の取り組み

当社は、新たな価値創造の取り組みとして、主力事業である建機用フィルタ事業においては、多様なアプローチによるシェア拡大、高付加価値製品の導入、アフターマーケット活動の進化に取り組み、更なる事業規模の拡大と収益性の改善に取り組んでまいります。

また、ナノファイバー技術による先端素材を建機用フィルタ事業やエアフィルタ事業により積極的に展開し、新規事業分野への進出等を図り、より付加価値の高いビジネスを創出し、長期的持続的な成長性を実現し、企業価値向上を図ってまいります。

(注) 中期経営計画

(<https://www.yamashin-filter.co.jp/ja/ir/library/Mid-term.html>)

② 資本コストを意識した経営の強化

当社は、総合的な企業価値指標である「MAVY」の持続的な拡大を経営の基本としており、「MAVY」を、財務情報、非財務情報、株主還元情報の3つに区分し、それぞれ定量目標を開示しております。

2028年3月期の定量目標として、財務情報としては、MAVY 's 2%以上、ROIC10%以上、WACC7.3%以下、非財務情報としては、FTSE4.0、CDP Aスコア取得、株主還元情報としては、DOE10%以上、配当性向80%以上を目標として中期経営計画書に開示しております。

このように、定量目標の開示により、投資家との対話を推進するとともに、社内における各部門や従業員の取り組むべき課題や目標を明確にすることで、資本コストを意識した経営の強化と、企業価値の向上を図ってまいります。

(注) 中期経営計画

(<https://www.yamashin-filter.co.jp/ja/ir/library/Mid-term.html>)

③ ESG経営の推進

当社は持続可能な環境・社会を実現するための取り組みとして、気候変動に対する取り組み及び人的資本への積極的な投資を掲げております。具体的には、「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」に賛同を表明し、企業や自治体の環境への取り組みを評価する国際環境非営利団体CDPが行う「CDP気候変動」Aスコアを取得しておりますが、FTSE RussellのESGスコア4.0を目標にした取り組みも強化してまいります。

また、人的資本への投資としては、「多様な価値観を持つ人的資本」への投資を図ることを通じ、従業員等にとり「ウェル・ビーイング」な社会を実現すべく努

めてまいります。

更に、当社はコーポレート・ガバナンス及び経営課題に関する事項等について幅広く議論し、コーポレート・ガバナンス機能の継続的な充実を図ることを目的とした取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会を設置しております。同委員会は、取締役会の経営の監督機能の実効性の評価、課題に対する取締役会への助言、改善提案、報告、執行役員への通知といった活動を行っております。同委員会は透明性及び客観性を確保するため、委員は独立社外取締役で構成されております。

加えて、グループ会社が行う業務執行に関するリスクの監視・牽制機能（モニタリング）、内部監査で実施される評価業務の支援を目的とした社内委員会として、代表取締役社長の諮問機関である業務監理委員会を設置しております。この内部統制組織の拡充強化を通じ、当社連結グループ全体のガバナンス及びコンプライアンスの更なる改善を図ってまいります。当社はこのようなガバナンス委員会及び業務監理委員会の活動を通じ、より一層牽制機能の強化等による業務執行の適切な監督を行うことで経営の透明性と質の向上を図り、アカウンタビリティ（説明責任）をより明確に果たし、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

（注）サステナビリティレポート

(<https://www.yamashin-filter.co.jp/ja/sustainability/data.html>)

（注）統合報告書

(<https://www.yamashin-filter.co.jp/ja/ir/library/integratedreport.html>)

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2025年3月31日現在)

事業セグメント	事業区分	事業内容
建機用フィルタ事業	建機用フィルタ	油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダ、クレーン等の建設用機械向けフィルタ及び関連部材の製造及び販売
	産業用フィルタ	工作機械、プレス機等の一般産業機械向けフィルタ及び関連部材の製造及び販売
	プロセス用フィルタ	純水用フィルタ、洗浄用フィルタ、薬液溶剤用フィルタ、精密洗浄フィルタ、プロセスフィルタ及び関連部材の製造及び販売
エアフィルタ事業	エアフィルタ	プレフィルタ、中高性能エアフィルタ及び関連部材の製造及び販売

(6) 企業集団の主要拠点等 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	横浜市中区
佐賀事業所	佐賀県三養基郡上峰町
横須賀イノベーションセンタ	神奈川県横須賀市

② 子会社

YAMASHIN AMERICA INC.	Illinois,USA
YAMASHIN EUROPE BRUSSELS BV	Brussels,Belgium
YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.	Cebu,Philippines
YAMASHIN THAI LIMITED	Bangkok,Thailand
YAMASHIN FILTER (SIP) INC.	Suzhou Jiangsu,China
株式会社アクシー	大阪府大阪市住之江区南港北
YAMASHIN VIETNAM CO., LTD	Vinh Phuc Province,Vietnam

(7) 企業集団の使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
751 (333) 名	4名減 (13名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、パート、嘱託社員及び派遣社員が含まれております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
174 (65) 名	11名増 (3名減)	39.9歳	8.7年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、パート、嘱託社員及び派遣社員が含まれております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行 (注1、2)	169,499千円
株式会社三井住友銀行 (注1)	150,034千円

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額5,000百万円のコミットメントライン契約を取引銀行と締結しておりますが、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はございません。
2. 連結子会社である株式会社アクシーにおける借入金が含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 203,580,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 71,319,799株 |
| ③ 株主数 | 23,979名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社あさまホールディングス	24,055 千株	33.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,737	8.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,562	5.0
山崎裕明	2,181	3.0
山崎敬明	2,085	2.9
株式会社みなとホールディングス	1,800	2.5
山崎敦彦	1,418	1.9
株式会社けやきホールディングス	900	1.2
株式会社しらかばホールディングス	900	1.2
ヤマシンフィルタ従業員持株会	653	0.9

(注) 持株比率は自己株式316,854株を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	267,772株	4名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	山崎 敦彦	
取締役 副社長執行役員	山崎 裕明	YAMASHIN AMERICA INC. 取締役 YAMASHIN EUROPE BRUSSELS BV 取締役 YAMASHIN THAI LIMITED 取締役 YAMASHIN FILTER (SIP) INC. 董事
取締役 専務執行役員	井岡 周久	
取締役 執行役員	山崎 敬明	株式会社アクシー 代表取締役社長
取締役	吉川 美代子	株式会社オフィスM&G 代表取締役 京都産業大学現代社会学部 客員教授
取締役	伊申 久美子	IGU OFFICE合同会社 代表社員
取締役 (監査等委員)	森田 秀朗	公益財団法人パル井上財団 理事
取締役 (監査等委員)	板野 泰之	株式会社データ・アプリケーション 社外取締役 (常勤 監査等委員)
取締役 (監査等委員)	高辻 成彦	目白大学経営学部 准教授 日本ガバナンス・企業価値研究所 所長兼経済アナリスト パンチ工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役吉川美代子氏、取締役伊申久美子氏、取締役森田秀朗氏、取締役板野泰之氏、取締役高辻成彦氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役吉川美代子氏、取締役伊申久美子氏、取締役森田秀朗氏、取締役板野泰之氏、取締役高辻成彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 当事業年度中における重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
高 辻 成 彦	—	目白大学経営学部 准教授	2024年4月1日
伊 串 久 美 子	株式会社サマンサタバサ ジャパンリミテッド 社外 取締役	—	2024年5月29日
高 辻 成 彦	パンチ工業株式会社 社外 取締役・取締役会議長	パンチ工業株式会社 社外 取締役	2024年6月25日
森 田 秀 朗	株式会社アクシー 取締役	—	2024年6月25日
山 崎 裕 明	YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC. (現 YAMASHIN FILTER (SIP) INC.) 董 事長	YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC. (現 YAMASHIN FILTER (SIP) INC.) 董 事	2024年7月1日
高 辻 成 彦	NITTOKU株式会社 社外 取締役	—	2024年9月30日

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しております。2025年4月1日現在の執行役員(取締役兼務者を除く。)は以下のとおりであります。

会社における地位	氏名
執 行 役 員 YAMASHIN AMERICA INC. 代表取締役	加 々 美 裕
執 行 役 員 生 産 本 部 長	久 保 伴 博
執 行 役 員 営 業 本 部 長	谷 豊
執 行 役 員 管 理 本 部 長	渡 邊 宏 之
執 行 役 員 経 営 企 画 室 長	吉 原 秀 明

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く。)	7	340	195	107	38
(うち社外取締役)	(3)	(16)	(16)	(-)	(-)
取締役 (監査等委員)	5	26	26	-	-
(うち社外取締役)	(4)	(24)	(24)	(-)	(-)
合計	12	366	221	107	38
(うち社外取締役)	(7)	(40)	(40)	(-)	(-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額、譲渡制限付株式報酬制度の報酬限度額、監査等委員の報酬限度額は、2. (3) ④ □. 報酬等の額の決定方法 (注) に記載のとおりであります。
3. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標の内容等は、2. (3) ④ 取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法に記載のとおりであります。なお、当事業年度の当社の連結営業利益は26億30百万円、連結税金等調整前当期純利益は25億22百万円であります。
4. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. (1) ⑤ 当事業年度に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況及び2. (3) ④取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法に記載のとおりであります。
5. 上記の「業績連動報酬等」については、2025年3月期に係る業績を反映し、引当金として費用計上した金額を記載しております。なお、各取締役の業績評価を加味した実際の支給総額については定時株主総会後の臨時取締役会において決定いたします。「非金銭報酬等」は、当事業年度中に費用計上した額であります。
6. 上記のほか社外役員が当社子会社から受けた当事業年度の役員としての報酬額は0.7百万円であります。

④ 取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

イ. 方針

取締役の報酬は、各取締役の役割に応じて、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」、中長期インセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」から構成されております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役には、固定報酬である「基本報酬」のみを支給しております。

「業績連動報酬」は、業績向上への意欲を高めるため、業務成果に関わりが深い項目であると判断し、連結営業利益及び連結税金等調整前当期純利益を指標としております。「業績連動報酬」の決定方法は、連結営業利益及び連結税金等調整前当期純利益に一定率を乗じて決定しております。

「譲渡制限付株式報酬」は、当社株主と利益意識を共有し、中長期的視点で企業価値向上に取り組むため割り当てております。当制度の導入目的に鑑み、対象取締役の役位等に基づき上位者ほど報酬全体に占める構成比が高くなるよう設計しております。また、総額については、対象取締役の役割や金銭報酬とのバランス等の事項を総合的に勘案し設定しております。なお、取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針については、独立社外取締役を委員の過半数とし、かつ委員長とする任意の「指名委員会」、「報酬委員会」で審議し、取締役会で当該委員会からの答申を議論した上で決定いたしました。

(報酬構成とその支給対象)

役員区分	固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	趣旨
取締役（社外取締役である取締役を除く。）	○	○	○	業務執行を担う役割のため、固定報酬である月額報酬と、業績連動報酬・株式報酬の報酬構成としております。
社外取締役	○	－	－	独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、固定報酬のみとし、業績連動報酬・株式報酬の支給はありません。

監査等委員	○	-	-	独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、固定報酬のみとし、業績連動報酬・株式報酬の支給はありません。
-------	---	---	---	--

□. 報酬等の額の決定方法

取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員の最高限度額の範囲内で決定しています。なお、当社は2016年6月23日に独立社外取締役を委員の過半数とし、かつ委員長とする任意の「指名委員会」、「報酬委員会」を設定しており、取締役の報酬制度の妥当性については、取締役会からの諮問を受け、取締役福崎真也を委員長とする本委員会が審議し、その結果を取締役に答申しております。取締役会では当該答申を議論した上、当社の報酬制度に基づき決定いたしました。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員の報酬は、株主総会の決議により定められた監査等委員の報酬総額の最高限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

(注) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は、2023年6月28日開催の第68回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役2名）であります。また、譲渡制限付株式報酬制度の報酬総額は、2023年6月28日開催の第68回定時株主総会にて年額150百万円以内、株式数の上限を年450,000株以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名であります。また、監査等委員の報酬総額は、2016年6月23日開催の第61回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役吉川美代子氏は、株式会社オフィスM&Gの代表取締役、京都産業大学現代社会学部の客員教授であります。当社と兼職先との間には特別の

関係はありません。

- ・取締役伊申久美子氏は、IGU OFFICE合同会社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役森田秀朗氏は、公益財団法人パル井上財団の理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役板野泰之氏は、株式会社データ・アプリケーションの社外取締役（常勤監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役高辻成彦氏は、目白大学経営学部の准教授、日本ガバナンス・企業価値研究所の所長兼経済アナリスト、パンチ工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 吉川美代子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に出席いたしました。コンプライアンスやジェンダーに関する業務に携わった豊富な経験・見識を活かし、当社において業務執行から独立した客観的立場から議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
取締役 伊申久美子	社外取締役就任後に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。新規事業開発やマーケティング戦略、海外事業展開等に携わった経験・知見を活かし、当社において業務執行から独立した客観的立場から議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 森田秀朗	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また監査等委員就任後に開催された監査等委員会13回の全てに出席いたしました。企業経営に携わった豊富な経験・見識を活かし、当社において業務執行に対する監督、助言等議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 板野泰之	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また監査等委員会17回の全てに出席いたしました。事業会社の代表取締役としての経験・知見を活かし、コーポレート・ガバナンス強化のため当社経営全般についての発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 高辻成彦	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に、また監査等委員会17回のうち16回に出席いたしました。経済・企業分析、機械業界、IRの専門家としての幅広い知見・見識を活かし、主に独立した客観的な立場からの適切な会社の業績等の評価による経営の健全性確保についての発言を行っております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者がイ. の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担することとしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の方針・内容、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.ほか5社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定の内容及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2016年6月23日の第61回定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しており、監査役に関係する体制の変更等を内容とした一部改正を同日の取締役会において決議しております。

1. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制に係る規程を整備し、取締役が法令・定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
 - (2) 企業行動指針を制定し、企業活動の根本理念を明確にした上で、社員のコンプライアンス教育を実施する。
 - (3) コンプライアンスに係る相談窓口を総務部に設置し、通報や相談ができる仕組みを作る。総務部及び監査等委員である取締役は、平素より連携し、全社グループのコンプライアンス体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を取締役が閲覧可能な状態で保存する。
 - (2) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は当社へ報告を行う。
 - (3) 経営会議及びグループ会社全体の会議により情報共有を図る。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「危機管理規程」を定め、有事の際の情報伝達と緊急体制を整備する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 本部制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化等、経営機能に専念し、業務執行権限を本部長に委譲して業務執行責任を明確にし、事業構造改革を迅速に進める。
 - (2) 「関係会社管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当本部長が各責任者への指示、管理を行い、経営会議等にて適宜報告を行うとともに、本部間をまたがる案件については担当本部長間にて調整を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の統一を保ち、子会社ごとに当社の取締役から責任担当を決め、事業の総括的な管理を行う。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (2) 当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会から求められた場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置することができる体制を確保することとしている。
 - (2) 当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。
 - (3) 当該使用人は、監査等委員会に指示命令権があるものとする。
8. 監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生又はそのおそれがあるとき、法令違反行為や不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものとして定めている事項が生じたときは、監査等委員会に通報又は報告するものとする。
 - (2) 当該通報又は報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務を執行する上で必要な費用は、速やかに支払う。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査等委員である取締役と定期的に会合をもち、会社が対処

すべき課題、会計を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

- (1) 当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。
- (2) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たないことを基本方針とし、提供や協力、加担等、一切の交流・関わりを持つことを禁止する。
- (3) 反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し、弁護士、所轄警察署と連携して対処する。

12. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、毎年「コンプライアンス委員会」を開催し、当社及びグループ各社の使用人に対するコンプライアンスについての活動方針を定め、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款等を遵守するための取組みを継続的に行っております。

(3) グループ会社の経営体制

グループ会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、グループ会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。また、業務監理委員会を設置し、グループ会社が行う業務執行に関するリスクテイクの監視及び牽制を行っております。

(4) 監査等委員会の監査体制

監査等委員は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取り纏めを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人と対話を行い、内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けた上で、将来の成長に向けた戦略的投資に必要な内部留保の充実と連結配当性向(注1)、配当利回り(注2)、総還元性向(注3)並びにDOE(株主資本配当率)(注4)を踏まえた利益還元とのバランスを勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

当事業年度につきましては、2025年5月15日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

①株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額 497,020,615円

なお、中間期において、中間配当金普通株式1株につき金5円を実施しておりますので、当期の年間配当金は普通株式1株につき金12円となります。

②剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

(注1) 連結配当性向 = (配当金総額 ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益) × 100

(注2) 配当利回り = (1株あたり配当金 ÷ 期末日現在の株価) × 100

(注3) 総還元性向 = {(配当金総額 + 株主優待 + 自己株式取得) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益} × 100

(注4) DOE(株主資本配当率) = (年間配当総額 ÷ 株主資本) × 100

連結貸借対照表

(2025年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,434,181	流動負債	3,389,226
現金及び預金	6,014,576	支払手形及び買掛金	1,615,670
受取手形及び売掛金	3,902,080	1年内返済予定の長期借入金	319,533
電子記録債権	838,691	未払金	368,236
商品及び製品	1,865,395	未払法人税等	262,640
仕掛品	674	賞与引当金	293,978
原材料及び貯蔵品	1,464,290	役員賞与引当金	107,000
その他	348,471	品質保証対応損失引当金	9,529
固定資産	12,208,324	その他	412,639
有形固定資産	11,146,071	固定負債	633,739
建物及び構築物	4,978,286	退職給付に係る負債	289,143
機械装置及び運搬具	1,095,290	資産除去債務	199,802
工具、器具及び備品	371,801	その他	144,793
土地	3,636,821	負債合計	4,022,966
建設仮勘定	796,650	(純資産の部)	
その他	267,220	株主資本	21,887,843
無形固定資産	229,008	資本金	6,571,382
ソフトウェア	208,141	資本剰余金	6,352,706
その他	20,867	利益剰余金	9,063,419
投資その他の資産	833,244	自己株式	△99,665
退職給付に係る資産	15,490	その他の包括利益累計額	731,696
繰延税金資産	444,832	為替換算調整勘定	731,696
差入保証金	67,280	純資産合計	22,619,539
その他	305,640	負債純資産合計	26,642,506
資産合計	26,642,506		

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,104,378
売 上 原 価		11,171,101
売 上 総 利 益		8,933,276
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,302,913
営 業 利 益		2,630,362
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,548	
受 取 配 当 金	36	
補 助 金 収 入	43,493	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	13,748	
債 務 勘 定 整 理 益	11,325	
そ の 他	13,077	89,230
営 業 外 費 用		
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	14,817	
支 払 利 息	21,121	
為 替 差 損	10,836	
そ の 他	2,837	49,612
経 常 利 益		2,669,980
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	63,113	
事 業 構 造 改 革 費 用 戻 入 額	7,782	
品 質 保 証 対 応 損 失 引 当 金 戻 入 額	66,880	137,776
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	33,862	
事 業 構 造 改 革 費 用	232,515	
品 質 保 証 対 応 損 失	19,024	285,401
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,522,354
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	625,608	
法 人 税 等 調 整 額	173,506	799,115
当 期 純 利 益		1,723,239
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,723,239

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,571,382	6,311,382	7,907,009	△232,723	20,557,050
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△566,829		△566,829
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,723,239		1,723,239
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		41,324		133,064	174,388
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	41,324	1,156,410	133,058	1,330,792
当連結会計年度末残高	6,571,382	6,352,706	9,063,419	△99,665	21,887,843

	その他の包括利益 累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	742,203	742,203	21,299,253
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当		-	△566,829
親会社株主に帰属する 当期純利益		-	1,723,239
自己株式の取得		-	△6
自己株式の処分		-	174,388
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△10,506	△10,506	△10,506
当連結会計年度変動額合計	△10,506	△10,506	1,320,285
当連結会計年度末残高	731,696	731,696	22,619,539

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数

7社

・連結子会社の名称

YAMASHIN AMERICA INC.

YAMASHIN EUROPE BRUSSELS BV

YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.

YAMASHIN THAI LIMITED

YAMASHIN FILTER (SIP) INC.

株式会社アクシー

YAMASHIN VIETNAM CO., LTD

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日であるYAMASHIN FILTER (SIP) INC.については、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、原材料、仕掛品 移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。一部の連結子会社は製品及び仕掛品について売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用し、原材料については総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

在外連結子会社の有形固定資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

品質保証対応損失引当金

製品不具合による支出に備えるため、損失見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、当連結会計年度末における自己都合退職時の要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、連結子会社の一部は、従業員の退職金の支給に備えるため、当該連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生年度に一括費用処理しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,865,395千円
仕掛品	674千円
原材料及び貯蔵品	1,464,290千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、建機用フィルタ事業及びエアフィルタ事業を営んでおり、各事業の製造・販売に必要な原材料及び製品等の棚卸資産を保有しております。

当社グループでは棚卸資産の評価を実施する際に、原則として個別品目単位ごとに評価判定を実施しております。

連結会計年度末日において、正味売却価額（一部の棚卸資産について再調達原価）が棚卸資産の取得原価より下落している場合には、棚卸資産を正味売却価額（一部の棚卸資産について再調達原価）で測定し、取得原価との差額を売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れた棚卸資産について処分見込み価額で測定し、取得原価との差額を売上原価に計上しております。

市場環境が悪化して正味売却価額が著しく下落した場合あるいは営業循環過程から外れた棚卸資産が大幅に増加した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の金額から損失が発生し重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,892,885千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行を主幹事とする計2行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	5,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	5,000,000千円

なお、当該貸出コミットメント契約には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(3) 収益認識に関する事項

その他流動負債のうち、契約負債の金額

契約負債

2,051千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 受取保険金

2024年2月8日にYAMASHIN CEBU FILTERMANUFACTURING CORP.において発生した製造ラインの火災被害に対する保険金24,036千円及び当社が販売した製品不具合に係る補償に対する保険金39,076千円をそれぞれ受取保険金として計上しております。

(2) 事業構造改革費用戻入額

2024年3月期に米国拠点の事業構造改革を実施し、事業構造改革費用を特別損失に計上しましたが、賃貸借契約の解約に伴う解約金が賃貸人との交渉の結果下がったことなどにより、7,782千円を事業構造改革費用戻入額として特別利益に計上しております。

(3) 品質保証対応損失引当金戻入額

当社が販売した製品不具合への対応が進展した結果、引当金を見直したことから、品質保証対応損失引当金を取り崩したことによるものであります。

(4) 事業構造改革費用

中国及びベルギー拠点の事業構造改革に伴い発生した費用及び損失232,515千円を事業構造改革費用として特別損失に計上しております。その内訳は、減損損失42,029千円、割増退職金129,561千円、コンサルティング費用51,436千円及びその他費用9,488千円であります。

事業構造改革費用に含まれる減損損失42,029千円の概要は以下のとおりであります。

会社	用途	内訳	減損損失金額 (千円)	場所
YAMASHIN FILTER(SIP) INC.	開発設備	機械装置	24,387	中国蘇州
		建物附属設備	16,584	
		工具器具備品	635	
		使用権資産	421	
合計			42,029	

減損損失の認識に至った経緯等

当社グループは、会社別・事業セグメントを基礎に資産のグルーピングを行っておりますが、一部の資産又は資産グループについては、他の資産グループから独立してキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングを行っております。

上記資産については、中国拠点の事業構造改革に伴い投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を事業構造改革費用として計上しております。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は備忘価額により算定しております。

(5) 品質保証対応損失

当社が販売した製品不具合による損失見込額を品質保証対応損失として特別損失に計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 (単位：株)

株式の種類	当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末
発行済株式				
普通株式	71,319,799	—	—	71,319,799
合計	71,319,799	—	—	71,319,799
自己株式				
普通株式	721,732	8,366	413,244	316,854
合計	721,732	8,366	413,244	316,854

(注) 1. 自己株式の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満の買取 11株
譲渡制限付株式報酬の無償取得 8,355株

2. 自己株式の減少の内訳は次のとおりであります。

自己株式の処分 413,244株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(イ) 2024年5月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 211,794千円
・1株当たり配当額 3.0円
・基準日 2024年3月31日
・効力発生日 2024年6月27日

(ロ) 2024年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 355,035千円
・1株当たり配当額 5.0円
・基準日 2024年9月30日
・効力発生日 2024年12月6日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年5月15日開催の取締役会決議において以下のとおり決議いたしました。

・配当金の総額	497,020千円
・1株当たり配当額	7.0円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とします。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資本市場からの資金調達もしくは銀行等金融機関からの借入により資金を調達しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は主に運転資金の調達を目的としており、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、規程に従い、営業債権について各営業部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社につきましても、当社に準じた方法で債権管理を行っております。

b.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務につきましても、原則先物為替予約によるヘッジは行っておりません。

c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門の状況を把握した上で財務部で適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社につきましても、当社に準じた方法で流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 受取手形及び売掛金	3,902,080	3,902,080	—
② 電子記録債権	838,691	838,691	—
資産計	4,740,771	4,740,771	—
③ 支払手形及び買掛金	1,615,670	1,615,670	—
④ 1年内返済予定の長期借入金	319,533	318,450	△1,082
負債計	1,935,203	1,934,120	△1,082

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①受取手形及び売掛金、②電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

③支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

④1年内返済予定の長期借入金

元金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 318円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 24円32銭 |

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

事業区分	
建機用フィルタ	16,080,965
産業用フィルタ	708,547
プロセス用フィルタ	699,742
エアフィルタ	2,615,122
合計	20,104,378

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項⑥収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び自己株式の消却)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、以下の通り、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元の実と資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に関する事項

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,130,100株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合3.0%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,500,000,000円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年5月16日～ 2025年7月25日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 消却に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 2025年5月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得の終了時点における当社の発行済株式総数の1.5%に相当する数を超える自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2025年8月29日 |

(ご参考) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	71,319,799株
自己株式数	316,854株

貸借対照表

(2025年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,450,151	流動負債	2,143,203
現金及び預金	2,744,104	電子記録債務	324,367
受取手形	11,099	買掛金	856,023
電子記録債権	676,636	1年内返済予定の長期借入金	150,034
売掛金	3,096,969	リース債務	1,924
商品及び製品	911,152	未払金	193,930
原材料及び貯蔵品	284,136	未払費用	115,647
前払費用	131,354	未払法人税等	168,776
関係会社短期貸付金	262,740	預り金	36,617
未収入金	315,640	賞与引当金	155,522
未消費税等	16,187	役員賞与引当金	107,000
その他	130	品質保証対応損失引当金	9,529
固定資産	12,970,062	その他	23,830
有形固定資産	5,941,978	固定負債	282,039
建物	2,699,312	長期リース債務	1,643
構築物	149,325	退職給付引当金	280,308
機械及び装置	461,421	その他	87
車両運搬具	130		
工具、器具及び備品	97,395	負債合計	2,425,242
土地	1,743,231	(純資産の部)	
リース資産	3,424	株主資本	18,994,971
建設仮勘定	787,736	資本金	6,571,382
無形固定資産	217,140	資本剰余金	6,352,706
ソフトウェア	197,788	資本準備金	6,311,382
その他	19,352	その他資本剰余金	41,324
投資その他の資産	6,810,943	利益剰余金	6,170,548
関係会社株式	4,108,493	利益準備金	43,300
関係会社出資金	461,405	その他利益剰余金	6,127,248
出資金	1,800	別途積立金	3,000,000
関係会社長期貸付金	1,577,307	繰越利益剰余金	3,127,248
繰延税金資産	314,961	自己株式	△99,665
差入保証金	36,972		
その他	310,004	純資産合計	18,994,971
資産合計	21,420,214	負債純資産合計	21,420,214

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,644,478
売上原価		9,782,197
売上総利益		4,862,281
販売費及び一般管理費		4,029,965
営業利益		832,315
営業外収益		
受取利息	17,133	
受取配当金	1,474,814	
為替差益	92	
補助金収入	43,493	
その他の	30,188	1,565,722
営業外費用		
支払利息	6,398	
デリバティブ評価損	14,817	
その他	1,183	22,399
経常利益		2,375,638
特別利益		
受取保険金	39,076	
品質保証対応損失引当金戻入額	66,880	105,956
特別損失		
事業構造改革費用	24,985	
固定資産除売却損	22,494	
品質保証対応損失	19,024	66,504
税引前当期純利益		2,415,090
法人税、住民税及び事業税	233,861	
法人税等調整額	144,193	378,055
当期純利益		2,037,035

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	6,571,382	6,311,382	-	6,311,382	43,300	3,000,000	1,657,042	4,700,342
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				-			△566,829	△566,829
当 期 純 利 益				-			2,037,035	2,037,035
自己株式の取得				-				-
自己株式の処分			41,324	41,324				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	41,324	41,324	-	-	1,470,205	1,470,205
当 期 末 残 高	6,571,382	6,311,382	41,324	6,352,706	43,300	3,000,000	3,127,248	6,170,548

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△232,723	17,350,383	17,350,383
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△566,829	△566,829
当 期 純 利 益		2,037,035	2,037,035
自己株式の取得	△6	△6	△6
自己株式の処分	133,064	174,388	174,388
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	-
当 期 変 動 額 合 計	133,058	1,644,588	1,644,588
当 期 末 残 高	△99,665	18,994,971	18,994,971

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品、製品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	7～30年
機械及び装置	2～17年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|---------------|---|
| ① 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ② 役員賞与引当金 | 役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職時の要支給額を退職給付債務とする方法により計上しております。 |
| ④ 品質保証対応損失引当金 | 製品不具合による支出に備えるため、損失見込額を計上しております。 |

(5) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 計算書類に計上した金額

商品及び製品	911,152千円
原材料及び貯蔵品	284,136千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、建機用フィルタ事業を営んでおり、各事業の製造・販売に必要な原材料及び製品等の棚卸資産を保有しております。

当社では棚卸資産の評価を実施する際に、個別品目単位ごとに評価判定を実施しております。

事業年度末日において正味売却価額（一部の棚卸資産について再調達原価）が棚卸資産の取得原価より下落している場合には、棚卸資産を正味売却価額（一部の棚卸資産について再調達原価）で測定し、取得原価との差額を売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れた棚卸資産について処分見込み価額で測定し、取得原価との差額を売上原価に計上しております。

市場環境が悪化して正味売却価額が著しく下落した場合あるいは営業循環過

程から外れた棚卸資産が大幅に増加した場合には、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産の金額から損失が発生し重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,438,653千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社アクシー 169,499千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は以下のとおりであります。

① 短期金銭債権 2,094,454千円

② 短期金銭債務 659,543千円

③ 長期金銭債権 8,974千円

(4) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行を主幹事とする計2行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	5,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	5,000,000千円

なお、当該貸出コミットメント契約には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(5) 収益認識に関する事項	
その他流動負債のうち、契約負債の金額	
契約負債	1,155千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 売上高	7,218,104千円
② 仕入高	8,017,042千円
③ その他営業取引	113,302千円
④ 営業取引以外の取引高	1,515,962千円

(2) 受取保険金
 連結注記表 4. 連結損益計算書に関する注記(1)に記載のとおりであります。

(3) 品質保証対応損失引当金戻入額
 連結注記表 4. 連結損益計算書に関する注記(3)に記載のとおりであります。

(4) 事業構造改革費用
 連結注記表 4. 連結損益計算書に関する注記(4)に記載のとおりであります。

(5) 品質保証対応損失
 連結注記表 4. 連結損益計算書に関する注記(5)に記載のとおりであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数
 普通株式 316,854株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	88,297千円
減損損失	75,220 //
賞与引当金	47,589 //
未払費用	28,230 //
未払事業税等	19,310 //
棚卸資産評価損	14,673 //
その他	41,638 //
繰延税金資産合計	<u>314,961 //</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.	1,098,331千円	当社製品・半製品の製造	所有直接100	—	当社製品・半製品の製造原材料の給	製品・半製品の購入等(注1)	6,350,771	買掛金	503,855
							原材料等の支給(注2)	759,057	未収入金	75,344
子会社	YAMASHIN AMERICA INC.	2,000千米ドル	当社製品の販売	所有直接100	役員の兼任	当製品の販売	製品の販売(注2)	3,799,917	売掛金	1,193,137
							配当金の受け取り(注3)	759,048	未収入金	125,973
子会社	YAMASHIN EUROPE BRUSSELS BV	163千ユーロ	当社製品の販売	所有直接100	役員の兼任	当製品の販売	製品の販売(注2)	1,567,117	売掛金	367,370
子会社	YAMASHIN THAI LIMITED	110,000千パーツ	当社製品の販売	所有直接100	役員の兼任	当製品の販売	製品の販売(注2)	1,493,488	売掛金	187,812
							配当金の受け取り(注3)	159,934	—	—
子会社	YAMASHIN FILTER(SIP) INC.	10,000千人民元	当社製品の販売・競争	所有直接100	役員の兼任	当製品の研究開発	製品の販売(注2)	338,513	売掛金	75,397
							手数料の支払い(注2)	97,932	未払金	244
							配当金の受け取り(注3)	217,675	—	—
子会社	株式会社アクシー	50,000千円	エアフィルタ製品の製造・販売及び当社製品の製造	所有直接100	役員の兼任	当製品原材料支費提供	製品の販売(注2)	19,067	売掛金	3,356
							利息の受け取り(注4)	7,662	関係会社貸付金	732,497
							債務保証(注5)	169,499	—	—

種類	会社名称	資本金又は出資金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	YAMASHIN VIETNAM CO., LTD	74,861,117千ドン	当社製品・半製品の製造	所有直接100	—	当社製品・半製品の製造の原材料の給	製品・半製品の購入等(注1)	1,659,399	買掛金	139,360
							原材料等の支給(注2)	178,655	未収入金	31,764
							利息の受け取り(注4)	9,386	未収収益	8,974
									関係会社貸付金	1,107,550

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品・半製品の購入につきましては、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 価格その他の取引条件につきましては、市場実勢及び原価を勘案して決定しております。
3. 配当金につきましては、子会社の利益剰余金から必要投資額等を控除した金額をベースに協議の上決定しております。
4. 子会社に対する貸付金につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
5. 子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。保証料は受け取っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 267円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円75銭 |

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表9. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

ヤマシンフィルタ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝田	雅也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野田	智也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマシンフィルタ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマシンフィルタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

ヤマシンフィルタ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芝田 雅也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマシンフィルタ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

ヤマシンフィルタ株式会社 監査等委員会

監査等委員 森田 秀朗 ㊟

監査等委員 板野 泰之 ㊟

監査等委員 高辻 成彦 ㊟

(注) 監査等委員森田秀朗、板野泰之及び高辻成彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	山崎 敦彦 (1953年5月25日)	1980年5月 当社取締役 1987年4月 当社取締役営業部長 1990年12月 当社代表取締役社長 2017年4月 当社内部監査室長 当社品質保証本部長 2020年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 2022年1月 株式会社アクシー 取締役会長兼任	1,418,427株
2	山崎 裕明 (1984年4月12日)	2011年4月 当社入社 2014年10月 YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.代表 取締役 2017年4月 当社建機フィルタ営業部長 2018年4月 YAMASHIN AMERICA INC. 取締役（現任）兼任 YAMASHIN EUROPE BRUSSELS BVBA（現YAMASHIN EUROPE BRUSSELS BV）取締役（現任）兼任 YAMASHIN THAI LIMITED 取締役（現任）兼任 2018年7月 YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC.（現 YAMASHIN FILTER (SIP) INC.） 董事長兼任 2018年8月 当社営業本部長 2019年4月 当社執行役員営業本部長 2020年4月 当社執行役員営業統括 2020年6月 当社取締役常務執行役員 2023年6月 当社取締役副社長執行役員（現任） 2023年7月 YAMASHIN AMERICA INC. 代表 取締役兼任 2024年7月 YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC.（現 YAMASHIN FILTER (SIP) INC.） 董事（現任）兼任	2,181,124株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	い おか ちか ひさ 井 岡 周 久 (1959年1月2日)	1982年4月 野村證券株式会社入社 1994年11月 ロイコ・ハベラ株式会社（現ロイコ・ジャパン株式会社）入社 同社CFO 1999年9月 同社代表取締役兼CFO 2005年2月 dSPACE JAPAN株式会社入社 同社CFO 2008年11月 株式会社大都技研入社 同社財務経理部長兼総務部長 2011年6月 株式会社ナカアンドカンパニー入社 同社最高財務責任者兼執行役員 2012年9月 当社入社 財務経理部長 2012年12月 YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP. 取締役兼 YAMASHIN FILTER SHANGHAI INC. 監事兼任 YAMASHIN FILTER (SIP) TECHNOLOGY INC. (現 YAMASHIN FILTER (SIP) INC.) 監事兼任 2016年10月 当社執行役員管理本部長 2018年6月 当社取締役管理本部長 2019年8月 株式会社アクシー 取締役兼任 2020年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	173,900株
4	やま ざき たか あき 山 崎 敬 明 (1987年2月10日)	2015年5月 当社入社 2015年6月 当社品質保証本部品質保証部 2016年1月 YAMASHIN CEBU FILTER MANUFACTURING CORP.出向 2017年7月 同社取締役 2018年10月 当社生産本部購買部購買課長 2019年3月 当社管理本部経営企画室課長 2019年9月 当社生産本部生産管理部長 2020年11月 株式会社アクシー取締役兼任 2021年4月 当社執行役員SCM本部長 2022年4月 YAMASHIN AMERICA INC. 取締 役員兼任 2023年6月 当社取締役執行役員SCM本部長 2023年7月 当社取締役執行役員（現任） 2023年10月 株式会社アクシー 代表取締役社長 （現任）兼任	2,085,140株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	い べし く み こ 伊 申 久 美 子 (1968年9月3日)	<p>2000年10月 デロイト トーマツ コンサルティング株式会社 (現デロイト トーマツ コンサルティング合同会社) 入社 テレコム&メディア事業部マネジャー</p> <p>2003年1月 日本ビューレット・パッカード株式会社 (現日本ビューレット・パッカード合同会社) 入社 戦略企画部門マネジャー</p> <p>2003年9月 同社経営企画室渉外部部長兼日本代表ロビイスト</p> <p>2006年6月 エーオンホールディングスジャパン株式会社入社 経営企画部門長兼新規事業開発部長 エーオンリスクサービスジャパン株式会社 (現エーオンジャパン株式会社) 営業市場開発部長 エーオンコンサルティングジャパン株式会社 (現エーオンソリューションズジャパン株式会社) HRコンサルティング・ディレクター</p> <p>2009年6月 ハーバード大学公共政策大学院 修士号 (MPA) 取得</p> <p>2011年9月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 グローバル・ビジネス・サービス事業 戦略・市場開発部長</p> <p>2012年7月 同社グローバル・ビジネス・サービス事業 コンサルティング部門アソシエイト・パートナー</p> <p>2014年9月 株式会社露ヶ関総合研究所設立 代表取締役社長 (CEO兼COO)</p> <p>2015年11月 株式会社USEN 社外取締役</p> <p>2016年4月 株式会社アマガサ (現株式会社ジェリービーンズグループ) 社外取締役</p> <p>2017年7月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS (現株式会社U-NEXT HOLDINGS) 社外取締役</p> <p>2018年7月 株式会社ビジョナリーホールディングス 社外取締役</p> <p>2020年3月 株式会社ブロードリーフ 社外取締役</p> <p>2021年12月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS (現株式会社U-NEXT HOLDINGS) 顧問</p> <p>2022年5月 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 社外取締役</p> <p>2023年8月 IGU OFFICE 合同会社設立 代表社員 (現任)</p> <p>2024年6月 当社社外取締役 (現任)</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山崎敦彦氏、山崎裕明氏及び山崎敬明氏は、当社の大株主であり、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等に該当いたします。
3. 伊串久美子氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 山崎敦彦氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる当社での経営者としての豊富な経験に基づき、持続的な企業価値向上に向けた当社グループ戦略の実現を図るとともにグループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。
- (2) 山崎裕明氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、当社及び関係会社において主要ポストを歴任した経験に基づき、持続的な企業価値向上に向けた当社グループの開発及び営業戦略等の実現を図ることができることを期待したためであります。
- (3) 井岡周久氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる当社での財務経理部長、管理本部長としての豊富な経験に基づき、持続的な企業価値向上に向けた当社グループの財務戦略等の実現を図ることができることを期待したためであります。
- (4) 山崎敬明氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、当社及び関係会社において主要ポストを歴任した経験に基づき、持続的な企業価値向上に向けた当社グループの生産管理及び購買戦略等の実現を図ることができることを期待したためであります。
- (5) 伊串久美子氏を社外取締役候補者とした理由は、他の企業において事業戦略等の業務に従事されたことから、新規事業開発やマーケティング戦略、海外事業展開等について専門的な知識や豊富な経験から、当社グループの新規事業開発、マーケティング戦略、海外事業等に対して有益なご意見やご指摘をいただくことができると判断したためであります。伊串久美子氏には、新規事業開発やマーケティング戦略、海外事業展開等に携わった経験・知見を活かし、当社において、新規事業開発やマーケティング戦略、海外事業等に対して、様々な観点から助言を得ることを期待しております。
5. 当社は、伊串久美子氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、伊串久美子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 伊串久美子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
8. 取締役候補者である山崎敦彦氏、山崎裕明氏、井岡周久氏、山崎敬明氏及び伊串久美子氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、当社取締役全員が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各取締役候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
9. 監査等委員会の意見
監査等委員でない取締役の選任については、社外取締役を構成員とする指名委員会の審議内容を踏まえ、各候補者の適格性等について評価した結果、監査等委員会として、特に指摘すべき事項はないとの結論に至りました。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役3名のうち、高辻成彦氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらたに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1*	あわやしのぶ 栗谷しのぶ (1980年5月13日)	2003年4月 株式会社トプコン入社 2010年12月 第二東京弁護士会登録 コスモス法律事務所入所 2016年1月 水野泰孝法律事務所入所 2017年6月 農林水産省食料産業局食品製造課 非常勤職員 2018年10月 一般財団法人食品安全マネジメント協会 マネージャー 2020年2月 弁護士法人戸野・田並法律事務所 (現弁護士法人戸野・田並・小佐田 法律事務所) 入所 2022年1月 国立研究開発法人産業技術総合研 究所客員研究員 (現任) 2023年4月 豊島総合法律事務所入所 2023年8月 株式会社銚子丸 社外取締役 (監査 等委員) (現任) 2024年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 附属ビジネスロー・比較法政研究 センター 特任研究員 2025年4月 水野泰孝法律事務所入所 (現任) 東京大学大学院法学政治学研究科 附属法・政治デザインセンター 特 任研究員 (現任)	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2*	やん べい りん 楊 珮 玲 (1969年8月16日)	2000年6月 シカゴ大学 MBA取得 2000年8月 Goldman Sachs (Asia) L.L.C. 入社 投資管理部 投資アドバイザー 2003年6月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 入社 東京支店法務本部 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー 2005年10月 DIAMアセットマネジメント株式会社 (現アセットマネジメントOne株式会社) 入社 国際営業推進グループ 次長 2011年10月 同社企画調整グループ シニアマネジャー 2012年4月 同社国際企画グループ グループリーダー 2017年7月 フィデリティ投信株式会社入社 フィデリティ証券株式会社部分出向 ヘッド・オブ・コーポレート・コミュニケーションズ 2021年8月 エデルマン・ジャパン株式会社入社 執行役員兼チーフ・エクスペリエンス・オフィサー 2022年10月 フィデリティ投信株式会社入社 ビジネス・プロモーション部長 2023年12月 同社マーケティング部長 2025年4月 GLORAKU株式会社設立 代表取締役 (現任)	-

- (注) 1. *は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 粟谷しのぶ氏及び楊珮玲氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. (1) 粟谷しのぶ氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業法務の専門家としての豊富な経験と知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監督、監査に反映していただくためであります。粟谷しのぶ氏には、企業法務の専門家としての立場から法律に関する幅広い知識と知見に基づき、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制等に関する監督、助言などの役割を期待しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を遂行できるものと判断しております。
- (2) 楊珮玲氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が日系及び外資系の資産運用管理会社における長年にわたる豊富な経験と見識を有しており、機関投資家が日本企業への投資・評価する際の着眼点や企業価値の向上に係る知見を監査等委員である社外取締役として当社の監督、監査に反映していただくためであります。楊珮玲氏には、機関投資家における豊富な経験と見識を当社の経営に活かかし、独立した立場から、国内外のステークホルダー向けのコミュニケーション戦略、ブランドポジショニング、レピュテーションマネジメント、グローバルビジネス展開に関する監督、助言等の役割を期待しております。
5. 粟谷しのぶ氏及び楊珮玲氏の選任が承認された場合には、両氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 粟谷しのぶ氏及び楊珮玲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、粟谷しのぶ氏及び楊珮玲氏の選任が承認された場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年6月28日開催の第68回定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化に伴う社外取締役以外の取締役の責務の増大など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と改めたいと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告「2. 会社の現況（3）会社役員の状況④取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」をご参照ください。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

2023年6月28日開催の第68回定時株主総会において、第3号議案の報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額1億5千万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年450,000株以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、対象取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額5億円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年1,000,000株以内（ただし、本議案が可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）へと変更したいと存じます。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。さらに、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

また、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、事業報告「2. 会社の現況(3) 会社役員の状況④取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、必要に応じて合理的に調整された数の本割当株式について、当該対象取締役の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(ご参考)

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	会社における地位	企業経営	サステナビリティ・ESG	開発・生産	営業	財務・会計	人事・労務	法務・コンプライアンス
山崎 敦彦	代表取締役 社長執行役員	◎		○	○			
山崎 裕明	取締役 副社長執行役員	○			◎			
井岡 周久	取締役 専務執行役員	○	○			◎		
山崎 敬明	取締役 執行役員			◎				
伊串 久美子	取締役 (社外・独立)		○				◎	○
森田 秀朗	取締役(社外・独立) 監査等委員	◎			○			○
板野 泰之	取締役(社外・独立) 監査等委員	◎			○			
栗谷 しのぶ	取締役(社外・独立) 監査等委員						○	◎
楊 珮 玲	取締役(社外・独立) 監査等委員		◎				○	

※経験等から知見を有する分野について「○」、そのうち、執行部門に対する有益な助言等において特に能力の発揮が期待される分野について「◎」を付しております。

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員のスキル・マトリックは、次のとおりであります。

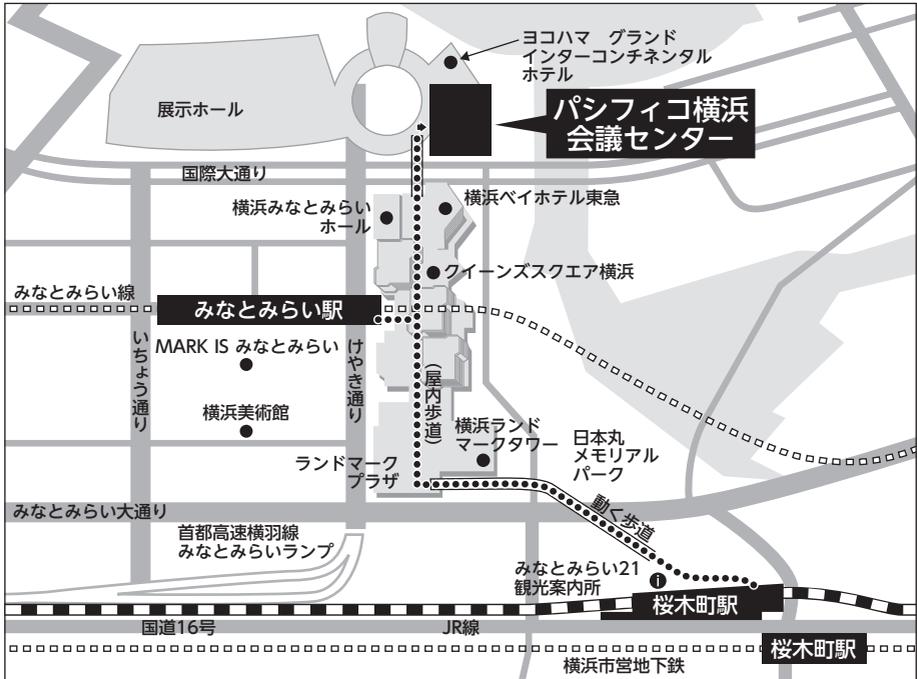
氏名	会社における地位	企業経営	サステナビリティ・ESG	開発・生産	営業	財務・会計	人事・労務	法務・コンプライアンス
加々美 裕	執行役員 YAMASHIN AMERICA INC. 代表取締役			○	○			
久保 伴博	執行役員 生産本部長			○				
谷 豊	執行役員 営業本部長				○			
渡邊 宏之	執行役員 管理本部長		○			○		
吉原 秀明	執行役員 経営企画室長		○			○		

知見を有する分野及び特に能力の発揮が期待される分野の選定における考慮要件は以下のとおりであります。

項目	考慮要件
企 業 経 営	上場企業（グループ会社を含む）等での常勤取締役としての企業経営経験及び知見
サステナビリティ・ESG	サステナビリティ・ESGにかかる職務経験及び知見
開 発 ・ 生 産	研究開発・技術開発業務経験及び知見、又は生産業務・生産管理業務・生産技術業務・購買業務経験及び知見
営 業	営業業務経験及び知見
財 務 ・ 会 計	財務・会計業務・IR業務経験及び知見、アナリスト経験者、公認会計士等資格保有者
人 事 ・ 労 務	人事・労務業務経験及び知見
法務・コンプライアンス	法務・コンプライアンス業務経験及び知見、弁護士等資格保有者

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜 会議センター 5階
503会議室
TEL 045-221-2155 (総合案内)



交通 みなとみらい線 みなとみらい駅より 徒歩8分
JR線・市営地下鉄 桜木町駅より 徒歩20分

駐車場の用意はいたしていませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。